消防局訓令番 号	消防局訓令名	公布年月日
消防局訓令 第 1 号	消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一 部を改正する訓令	平成31年3月29日
消防局訓令 第 2 号	さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正 する訓令	平成31年3月29日
消防局訓令 第 3 号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規 程の一部を改正する訓令	平成31年3月29日
消防局訓令 第 4 号	さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部 を改正する訓令	平成31年3月29日
消防局訓令 第 5 号	さいたま市消防職員の服務に関する規程の一部を改正 する訓令	平成31年3月29日
消防局訓令 第 6 号	さいたま市消防職員安全衛生管理規程の一部を改正す る訓令	平成31年3月29日
消防局訓令 第 7 号	さいたま市火災調査規程の一部を改正する訓令	平成31年3月29日
消防局訓令 第 8 号	さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令	平成31年3月29日

消 防 局 告 示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消防局告示 第 2 号	さいたま市消防署の組織に関する規程の一部を改正す る告示	平成31年3月18日
消防局告示 第 4 号	さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する 告示	平成31年3月29日
消防局告示 第 5 号	さいたま市防火基準適合表示規程の一部を改正する告 示	平成31年3月29日

さいたま市消防局訓令第1号

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令 消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程(平成15年さいたま市消防局訓 令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正後 改正後 改正後									
改正後	2.7								
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)								
個別専決事項	個別専決事項								
総務部	総務部								
ませま 選 署 部	理								
専決事項 長長長	課名 専決事項								
[略]	[略]								
消防職 1 [略]	消防職 1 [略]								
	2 旧姓伏州の不配寺に関す <u>ること。</u>								
<u>2</u> [略]	<u>3 こと。</u> 3 [略]								
3 [略]									
<u>4</u> [略]	<u>4</u> [略]								
<u>5</u> [略]	<u> 6</u> [略]								
<u>6</u> [略] <u>7</u> [略]									
8 [略]	9 [略]								
<u>9</u> [略]									
[略]	[略]								
#66 Tale data	##da 17.La -data								
警防部	警防部								
課名 専 決 事 項 課署部	課名 専決事項 課署部								
「									
救急課 1 応急手当講習の実施に関 〇	救急課 1 応急手当の普及啓発に関 ○								
すること。									
2 応急手当講習修了証等の 🔘	2 民間による患者等搬送事 🔘								
<u>交付</u> に関すること。	<u>業の認定及び指導</u> に関する								
	_								
3 応急手当指導員及び応急 ○									
手当普及員の認定に関する									
<u>こと。</u>									
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								

4 患者等搬送乗務員講習の 実施に関すること。 5 民間による患者等搬送事 業及び車両の認定に関する こと。	
備考 [略]	[略] 備考 [略]

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第2号

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員の服装に関する規程(平成13年さいたま市消防本部訓令第1 0号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(階級章等)

- 第22条 階級章、名札、き章、消防長章及び予防 | 第22条 階級章、名札、職員き章、消防長章及び 技術資格者章の着用被服は次に掲げるとおりとし、 着用位置については別図のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) き章は、冬服及び夏服に着用する。
 - (3) (4) 「略]

(隊員章等)

- 第23条 隊員章等の着用範囲及び着用位置は、次 | 第23条 隊員章等の着用範囲及び着用位置は、次 に掲げるとおりとする。
 - (1) 消防隊員章 消防吏員に任命されている者で 活動服着用時に右上腕部に貼付
 - (2) 救急隊員章 救急隊の隊員を命じられている 者で救急服着用時に右上腕部に貼付
 - (3) 救急救命士章 救急救命士の資格を有する者 で救急服着用時に左胸部に貼付
 - (4) 救助隊員章 救助隊の隊員を命じられている 者で救助服着用時に右上腕部に貼付
 - (5) 特別高度救助隊員章 特別高度救助隊の隊員 を命じられている者で救助服着用時に右上腕部 に貼付
 - (6) 特別高度救助隊章 特別高度救助隊の隊員を 命じられている者で救助服着用時に左胸部に貼 付

別表 (第2条関係)

(1) 消防吏員の服装

品名	区分	摘要		
[略]			
隊員	[略]			
章等	特別高度	[略]		

改正前

(階級章等)

- 予防技術資格者章の着用被服は次に掲げるとおり とし、着用位置については別図のとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 職員き章は、冬服及び夏服に着用する。
 - (3) (4) 「略]

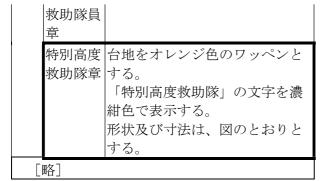
(隊員章等)

- に掲げるとおりとする。
 - (1) 消防隊員章 消防吏員に任命されている者で 活動服着用時に右上腕部にちょう付
 - (2) 救急隊員章 救急隊の隊員を命じられている 者で救急服着用時に右上腕部にちょう付
 - (3) 救急救命士章 救急救命士の資格を有する者 で救急服着用時に左胸部にちょう付
 - (4) 救助隊員章 救助隊の隊員を命じられている 者で救助服着用時に右上腕部にちょう付
 - (5) 特別高度救助隊員章 特別高度救助隊の隊員 を命じられている者で救助服着用時に右上腕部 にちょう付

別表 (第2条関係)

(1) 消防吏員の服装

品名	区分	摘要	
[]	略]		
隊員	[略]		
	特別高度	[略]	



(2) [略]

図(数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。)

[消防吏員]

「略]

しころ所属表示

本部・消 防署名	表示	出張所 名	表示	下地色
[略]				
見沼消防	[略	[略]		[略
署]	東大宮]
		出張所	略]	
		春野出	審	
		張所		
「順久门	•			

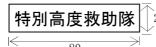
保安帽所属表示

部・消防 署名	表示	出張所名	表示
[略]			
見沼消防	[略	[略]	
署]	東大宮出張	[略]
		所	
		春野出張所	春野
[略]			

隊員章等

「略]

特別高度救助隊員章 [略] 特別高度救助隊章



[略]

別図(第22条関係)

着用位置(冬服)

救助隊員章	
[略]	

(2) [略]

図(数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。)

[消防吏員]

「略]

しころ所属表示

本部・消 防署名	表示	出張所 名	表示	下地色
[略]				
見沼消防	[略	[略]		[略
署]	東大宮]
		出張所	略]	
[略]				

保安帽所属表示

	1117	111/21/1920	
部・消防 署名	表示	出張所名	表示
[略]			
見沼消防	[略	[略]	
署]	東大宮出張	[略]
		所	
[略]		1	

隊員章等

[略]

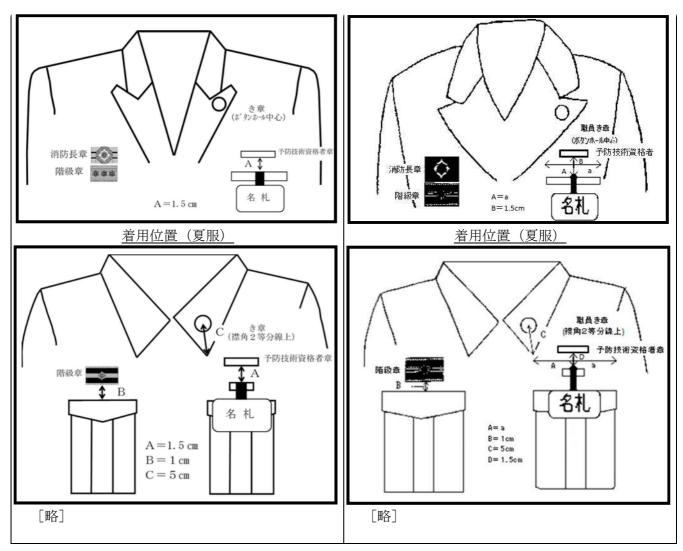
特別高度救助隊員章

[略]

[略]

別図(第22条関係)

着用位置(冬服)



附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第3号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令 さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程(平成13年さいたま市消 防本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(給与品の基準)

第2条 「略]

- 2 前項の規定により各自必要に応じて選択した給 与品(以下「選択被服」という。)は、毎年度消 防吏員(以下「吏員」という。) ごとに付与する 次に掲げる点数(以下「持点」という。) の範囲 内で、給与するものとする。ただし、必要に応じ 持点を変更することができる。
 - (1) 男性消防吏員(消防隊員、救急隊員及び救助 隊員を除く。) 80点
 - (2) 女性消防吏員(消防隊員及び救急隊員を除く。 100点
 - (3) 男性消防隊員 90点
 - (4) 女性消防隊員 110点
 - (5) 救急隊員 110点
 - (6) 救助隊員 125点
- 年度の翌年度から付与するものとする。ただし、 10月1日から翌年3月31日までの間に任用さ れた吏員の翌年度の持点は60点とする。

(給与の手続)

第3条 選択被服の給与を受けようとする者は、毎 | 第3条 選択被服の給与を受けようとする者は、毎 年4月1日現在において現に給与されている物の 状況を勘案し、当該年度に付与された持点の範囲 内で選択し、被服等調査表(様式第1号)を、指 定日までに総務部消防企画課長(以下「消防企画 課長」という。) に提出するものとする。

改正前

(給与品の基準)

第2条 「略]

- 2 前項の規定により各自必要に応じて選択した給 与品(以下「選択被服」という。)は、毎年度消 防吏員(以下「吏員」という。)ごとに賦与する 次に掲げる点数(以下「持点」という。) の範囲 内で、給与するものとする。ただし、必要に応じ 持点を変更することができる。
 - (1) 男性吏員(消防隊員、救急隊員及び救助隊員 を除く。) 80点
 - (2) 女性吏員(救急隊員を除く。) 110点
 - (3) 消防隊員 90点
 - (4) 救急隊員 120点
 - (5) 救助隊員 110点
- 3 新たに吏員となった者の持点は、吏員となった 3 新たに吏員となった者の持点は、吏員となった 年度の翌年度から賦与するものとする。ただし、 10月1日から翌年3月31日までの間に任用さ れた吏員の翌年度の持点は60点とする。

(給与の手続)

年4月1日現在において現に給与されている物の 状況を勘案し、当該年度に賦与された持点の範囲 内で選択し、被服等調査表(様式第1号)を、指 定日までに総務部消防企画課長(以下「消防企画 課長」という。) に提出するものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

		男性消	沙史貝	男性消)力	救急	1/2/ E	<u>1₹</u> /1 ±1	トベル 一寸
		·	\(\alpha\) →						隊員
	`		数量1	1回に		1回に		1回に	
		申請で		申請で		申請で		申請で	
		きる最	の点数		の点数				の点数
品目		大数量		大数量		大数量		大数量	
冬帽		1	8	1	8	1	8	1	8
夏帽		1	9	1	9	1	9	1	9
冬服	上衣	2	3 8	2	3 8	2	3 8	2	3 8
	ズボン	2	2 3	2	2 3	2	2 3	2	2 3
	ネクタイ	2	3	2	3	2	3	2	3
	バンド	2	5	2	5	2	5	2	5
夏服	上衣(長袖)	2	1 7	2	1 7	2	1 7	2	1 7
	上衣(半袖)	2	1 6	2	1 6	2	1 6	2	1 6
	ズボン	2	1 4	2	1 4	2	1 4	2	1 4
冬服用防寒衣		1	4 0	1	4 0	1	4 0	1	4 0
白手袋		4	1	4	1	4	1	4	1
短靴		2	1 1	2	1 1	2	1 1	2	1 1
略帽		2	6	2	6	2	6	2	6
活動服	上衣	2	1 9	2	1 9	2	1 9	2	1 9
	ズボン	2	1 6	2	1 6	2	1 6	2	1 6
	バンド	2	2	2	2	2	2	2	2
夏活動	上衣	2	1 9	2	1 9	2	1 9	2	1 9
服	ズボン	2	1 7	2	1 7	2	1 7	2	1 7
活動用隊	坊寒衣	1	2 7	1	2 7	1	2 7	1	2 7
雨衣		2	2 9	2	2 9	2	2 9	2	2 9
活動靴		2	1 4	2	1 4	2	1 4	2	1 4
編上靴		2	1 7	2	1 7	2	1 7	2	1 7
長靴		1	9	1	9	1	9	1	9
冬救急	上衣					2	2 6		
服	ズボン					2	1 9		
1 F	バンド					2	5		
	上衣(長袖)					2	2 4		

服	上衣(半袖)					2	2 3		
	ズボン					2	1 8		
救急服	襟					6	2		
救助服	上衣							2	4 2
	ズボン							2	4 0
夏救助	上衣							2	4 2
服	ズボン							2	4 0
保安帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2	1	1 2
シャツ	/ャツ 長袖		6	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5	4	5
作業用	手袋	4	4	4	4	4	4	4	4
耐切創	繊維手袋	4	1 0	4	1 0	4	1 0	4	1 0
名札	活動服	4	1	4	1	4	1	4	1
	救急服					4	1		
	救助服							4	1
音楽隊	冬・夏服用短	1	2 2	1	2 2	1	2 2	1	2 2
靴									

別表第2 (第2条関係)

	区分	女性消	 防吏員	女性消	 防隊員	救急隊員			
				1回に申					
		請できる	たりの点	請できる	たりの点	請できる	たりの点		
品目		最大数量		最大数量	数	最大数量	数		
冬帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2		
夏帽		1	1 7	1	1 7	1	1 7		
冬服	上衣	2	3 8	2	3 8	2	3 8		
	スカート	2	2 9	2	2 9	2	2 9		
	ズボン	2	2 4	2	2 4	2	2 4		
	ベスト	2	2 5	2	2 5	2	2 5		
	ネクタイ	2	7	2	7	2	7		
夏服	上衣(長袖)	2	1 7	2	1 7	2	1 7		
	上衣(半袖)	2	1 7	2	1 7	2	1 7		
	スカート	2	1 6	2	1 6	2	1 6		
	ズボン	2	1 6	2	1 6	2	1 6		
	バンド	2	5	2	5	2	5		
冬服用	防寒衣	1	4 0	1	4 0	1	4 0		
白手袋		4	1	4	1	4	1		
パンプ	ス	2	1 6	2	1 6	2	1 6		
短靴		2	1 1	2	1 1	2	1 1		
略帽		2	6	2	6	2	6		
活動服	上衣	2	1 9	2	1 9	2	1 9		
	ズボン	2	1 6	2	1 6	2	1 6		
	バンド	2	2	2	2	2	2		
夏活動	上衣	2	1 9	2	1 9	2	1 9		
服	ズボン	2	1 7	2	1 7	2	1 7		
活動用	防寒衣	1	2 7	1	2 7	1	2 7		
雨衣		2	2 9	2	2 9	2	2 9		
活動靴		2	1 4	2	1 4	2	1 4		
編上靴		2	1 7	2	1 7	2	1 7		
長靴		1	9	1	9	1	9		
冬救急	上衣					2	2 6		

服	ズボン					2	1 9
	バンド					2	5
夏救急	上衣(長袖)					2	2 4
服	上衣 (半袖)					2	2 3
	ズボン					2	1 8
救急服	襟					6	2
保安帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2
シャツ 長袖		4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5
作業用	手袋	4	4	4	4	4	4
耐切創	繊維手袋	4	1 0	4	1 0	4	1 0
名札	活動服	4	1	4	1	4	1
	救急服					4	1
音楽隊	冬・夏服用短	1	2 2	1	2 2	1	2 2
靴							

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第4号

さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程(平成13年さいたま市消防本部訓 令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (勤務時間の割振り及び休憩時間) 第5条 第3条及び前条の規定にかかわらず、育児 介護、障害又は業務上の都合により早出遅出勤務 (始業及び終業の時刻を、職員が育児若しくは介 護を行うためのものとして、若しくは職員の障害 の特性等に応じて、又は業務上の都合により、あ らかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の 割振りによる勤務をいう。)を行う毎日勤務の職 員については、別に定めるところにより勤務時間 の割振り及び休憩時間を定めることができる。 第6条 [略] 第5条 [略] (特例) (特例) 第7条 所属長は、勤務の特殊性その他の事由によ 第6条 所属長は、勤務の特殊性その他の事由によ り第3条又は第4条の規定によることができない り第3条から第5条までの規定によることができ ない場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、 場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、週休 週休日、休憩時間及び睡眠時間について総務部長 日、休憩時間及び睡眠時間について総務部長と協 と協議の上定めることができる。 議の上定めることができる。 $2 \sim 4$ 「略] $2 \sim 4$ 「略] 第8条 「略〕 第7条 [略]

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第5号

さいたま市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員の服務に関する規程(平成13年さいたま市消防本部訓令第9 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(消防職員証等)

ない。

- 第8条 職員は、常にその身分を明らかにし、公務 | 第8条 職員は、常にその身分を明らかにし、公務 の適正な執行を保障するため、消防職員証(様式 第1号)、階級章、名札等を所持しなければなら
- 2 職員は、職務の執行に当たり必要があるときは、 消防職員証を提示しなければならない。
- 3 職員は、消防職員証の記載事項に変更が生じた 2 職員は、消防手帳の記載事項に変更が生じたと ときは、直ちに書換えの手続をとらなければなら ない。
- 4 職員は、職務に従事するときは、常に階級章及 び名札を着用しなければならない。
- 5 職員は、消防職員証又は名札を紛失し、又は毀 損したときは、再貸与願を提出し、再貸与を受け なければならない。
- 6 職員は、消防職員証、階級章又は名札を他人に 貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 7 職員は、当該身分を失ったときは、遅滞なく消 防職員証及び名札を返納しなければならない。

(履歴事項の変更)

第20条 職員は、次の各号のいずれかに該当する 第20条 職員は、次の各号のいずれかに該当する ときは、速やかに履歴事項変更届(様式第2号) を所属長を経て総務部消防職員課長(以下「消防 職員課長」という。) に提出しなければならない。 (1)~(3) 「略]

(欠勤)

第21条 職員は、欠勤(法律又は条例の規定によ | 第21条 職員は、欠勤(法律又は条例の規定によ り勤務しないことが認められている場合以外の場 合において、勤務しないことをいう。)しようと

改正前

(消防手帳等の所持)

- の適正な執行を保障するため、消防手帳、階級章、 名札等を所持しなければならない。
- きは、所属長を経て総務部消防職員課長(以下「 消防職員課長」という。)に提出し、その訂正を 受けなければならない。

(履歴事項の変更)

ときは、速やかに履歴事項変更届(様式第1号) を所属長を経て消防職員課長に提出しなければな らない。

(1)~(3) 「略]

(欠勤)

り勤務しないことが認められている場合以外の場 合において、勤務しないことをいう。)しようと するとき又は欠勤したときは、欠勤届(様式第3 号)を所属長を経て消防職員課長に提出しなけれ ばならない。

(職務専念義務免除の手続)

第23条 職員は、職務に専念する義務の免除を受 | 第23条 職員は、職務に専念する義務の免除を受 けようとするときは、職務専念義務免除願(様式 第4号)を免除を受けようとする日の3日前まで に所属長を経て消防職員課長に提出しなければな らない。

(営利企業等従事許可の手続)

営利企業等に従事するための許可を受けようとす るときは、営利企業等従事許可願(様式第5号) を、原則として、営利企業等に従事する日の2週 間前までに所属長の意見を付して、消防職員課長 に提出しなければならない。

(私事旅行届)

第27条 職員は、私事のため宿泊を伴う旅行等を 第27条 職員は、私事のため宿泊を伴う旅行等を しようとするときは、あらかじめ、私事旅行等届 簿(様式第6号)により所属長に届け出なければ ならない。ただし、その暇がないときは、電話、 伝言等により所属長に連絡しなければならない。

様式第2号(第20条関係)

「略]

様式第3号(第21条関係)

「略]

様式第4号(第23条関係)

[略]

様式第5号(第24条関係)

「略]

様式第6号(第27条関係)

[略]

するとき又は欠勤したときは、欠勤届(様式第2 号)を所属長を経て消防職員課長に提出しなけれ ばならない。

(職務専念義務免除の手続)

けようとするときは、職務専念義務免除願(様式 第3号)を免除を受けようとする日の3日前まで に所属長を経て消防職員課長に提出しなければな らない。

(営利企業等従事許可の手続)

第24条 職員は、法第38条第1項の規定による | 第24条 職員は、法第38条第1項の規定による 営利企業等に従事するための許可を受けようとす るときは、営利企業等従事許可願(様式第4号) を、原則として、営利企業等に従事する日の2週 間前までに所属長の意見を付して、消防職員課長 に提出しなければならない。

(私事旅行届)

しようとするときは、あらかじめ、私事旅行等届 簿(様式第5号)により所属長に届け出なければ ならない。ただし、その暇がないときは、電話、 伝言等により所属長に連絡しなければならない。

様式第1号(第20条関係)

「略]

様式第2号(第21条関係)

「略]

様式第3号(第23条関係)

「略]

様式第4号(第24条関係)

「略]

様式第5号(第27条関係)

[略]

附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号(第8条関係)



附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前のさいたま市消防職員の服務に関する規程第8条第1項の規定により消防手帳を所持している職員に係る当該消防手帳については、この訓令による改正後のさいたま市消防職員の服務に関する規程第8条第1項の消防職員証が貸与されるまでの間、当該消防手帳を当該消防職員証とみなして同条(第4項を除く。)の規定を適用する。

さいたま市消防局訓令第6号

さいたま市消防職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員安全衛生管理規程(平成15年さいたま市消防局訓令第14号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

第4項各号に掲げる事項を記録し、これを3年間

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当記	该改正後部分を加える。
改正後	改正前
(作業主任者)	(作業主任者)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 [略]	2 [略]
	3 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮
	その他省令で定める事項を行う。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [略]
() ()	(1)
(産業医)	(産業医)
第14条 [略]	第14条 [略]
	2 産業医は、次に掲げる事項を管理する。 (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関す
	(1) 健康診例の美胞での他職員の健康官理に関うること。
	<u>3 - 2 - 3 - 3 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1</u>
	措置で、医学に関する専門的知識を必要とする
	ものに関すること。
	(3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止の
	ための医学的措置に関すること。
	(4) 省令第15条第1項に規定する巡視に関する
2 産業医は、省令第14条第1項第7号及び省令	<u>こと。</u> 3 産業医は、前項各号に掲げる事項を行った場合
2 産来区は、 <u>旬</u> 〒	3 産来医は、 <u>間頃台方</u> に拘りる事項を行うた場合 は、産業医活動記録(様式第1号)に必要事項を
動記録(様式第1号)に必要事項を記録する。	記録する。
	4 産業医は、第2項各号に掲げる事項に関し、消
	防局長、総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者
	に対して意見を述べ、又は衛生管理者を指導し、
	若しくは助言することができる。
(会議)	(会議)
第20条 [略]	第20条 [略]
2・3 [略]	2 · 3 [略]
4 安全衛生委員会は、開催の都度、省令第23条	

保存しなければならない。

別表第1 (第17条関係)

安全衛生委員会

記艮	* 早 巨	委	. 191.	員								
所属	委員長	常	任	職員代表								
[略	-											
さい	消防署	衛生管理	里者・管	職員の互								
たま	長	理指導調	果長・消	選による								
市見		防1課長	長・消防	者(<u>8名</u>								
沼消		2課長	・蓮沼出)								
防署		張所長	• 東大宮									
		出張所見	<u>・春野</u>									
		出張所見	<u><u><u> </u></u></u>									
[略	;]											

様式第1号(第14条関係)

産業医活動記録

[略] 年	F 月	日の活動は、次のとおりで
す。 [略]		[略]
[略]		

別表第1 (第17条関係)

安全衛生委員会

記艮	太 早日	委	Ş	員						
所属	委員長	常	任	職員代表						
[略	;]									
さい	消防署	衛生管理	理者・管	職員の互						
たま	長	理指導調	果長・消	選による						
市見		防1課長	長・消防	者(<u>7名</u>						
沼消		2課長	・蓮沼出)						
防署		張所長・	・東大宮							
		出張所長	춘							
[略]										

様式第1号(第14条関係)

産業医活動記録

[略] <u>平成</u> 年 月	月 日の活動は、次のとおりで
	[略]
[略]	

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第7号

さいたま市火災調査規程の一部を改正する訓令

さいたま市火災調査規程(平成13年さいたま市消防本部訓令第14号)の一部を 次のように改正する。

様式第3号から様式第7号までを次のように改める。

(表)

建物り災申告書

年 月 日

(宛先) 消防署長

申告者 住 所 職 業 氏 名 電話番号 (又は他の連絡先)

1	り	災年	月日		年	三月	月		物 件 者の関ク		・管理	者•	. 占 ?	有者
1	b	災場	揚 所	さいた	ま市									
		建	4	勿	用	途								
		構				造								
	b	屋				根								
	災	外				壁								
	前の	階				数	地上	階	地门	階				
2	建	建	\$	築	面	積				m²				
	物概	延	,	~	面	積				m²				
	要	建	3	築	年	月			年	月				
	等	建築	時の地	平(3.	3 m²)	単価				円				
		総				額				円				
		損		害		別	焼	• 爆	· 消	• 他				
	火		伢	保険 会	社		契約	者氏名	契	約 年 月	保	険	金	頂
3	災保									年 月				円
	険									年 月				円
	※ 受 付 欄						特記事項							
提	提出丁数:													

[※]受付欄は、受付をする際に使用しますので記入しないでください。

建物り災申告書記載要領

(1の欄)「り災物件と申告者の関係」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。

(2の欄)

- 1 「建物用途」の欄は、り災前の建物用途を記入してください。
- 2 「構造」の欄は、建物の主要構造部を記入してください。(例:木造、鉄骨造、耐火造等)
- 3 「屋根」の欄は、建物の主要構造部を記入してください。(例:陸屋根、瓦葺、トタン等)
- 4 「外壁」の欄は、建物の主要構造部を記入してください。(例:板張り、サイディングボード等)
- 5 「階数」の欄は、建物の階数を記入してください。(例:地上2階、地下0階)
- 6 「建築面積」及び「延べ面積」の欄は、それぞれの面積を記入してください。
- 7 「建築年月」の欄は、建物の完成年月を記入してください。
- 8 「建築時坪(3.3 m²) 単価」及び「総額」の欄は、建物の完成日と3.3平方メートル当たりの建築費用を記入してください。
- 9 「総額」の欄は、建築時の総建築費用を記入してください。
- 10 「損害別」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
 - (1) 焼:火災によって焼けた物、熱によって炭化、溶融、破損した物又は火災の煙による損害
 - (2) 爆:爆発現象により受けた物件の破損、汚損、倒壊等の損害
 - (3) 消:火災の消火行為に付随して起きる水損、破損、汚損等による損害
 - (4) 他:上記以外の損害
- 11 所定の欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。

例

		7-1 11	ш		N. 24
		建物	用	途	住宅
	l ŋ	構		造	木造
	災	屋		根	瓦葺
	前	外		壁	モルタル
	の	階		数	地上 2 階 ・ 地下 0 階
2	建	建 築	面	積	$3 \text{ O} \text{ m}^2$
	物	延べ	面	積	6 0 m²
	概	建 築	年	月	平成 22 年 3 月
	要	建築時の坪	(3. 3 m ²)	単価	200,000 円
	等	総	·	額	3,600,000 円
		損	害	別	・ 爆・ 消・ 他

(3の欄)「火災保険」の欄は、必ず記入してください。(加入のない場合は「加入なし」と記入してください。)なお、保険会社の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

	注意事	I 填
	1	この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
	2	この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
		【提出予定日: 年 月 日 時頃の予定】
	3	申告者の連絡先は、あなたに連絡がとれる住所及び電話番号等を記入してください。
	4	この申告で分からないことがありましたら、下記の所属まで御連絡ください。
	所	属:
	住	所:
	担 当	者:
	電話番	5号: ()
ı	T: A	\mathbf{v} . ()

建物収容物り災申告書

年 月 日

(宛先) 消防署長

申告者 住 所 職 業 氏 名 電話番号 (又は他の連絡先)

1	り	災至	丰月	日			年	月		日	1		勿 件 。 の関係		所有	者•	管	理者・	占有	ī者
1	り	災	場	所	さい	たま市														
			氏			名	年 齢 性 5			別	J	氏		;	名		年	齢	性	別
	世								男•	女									男	女
2	帯								男・	女									男	· 女
	員								男・	女									男	· 女
	火		保	険	会社	Ė.		契糸	り者	氏名	<u> </u>		契	約年	月		,	保険	額	
3	災保												年	,	月				円	
	険											年 月			月				円	
	Ŋ								災		物	J		1	‡					
	品			名	数量	損 害 別			購入	年	月	購	入価	j 格		備		考		
						焼・爆・消・他			1	左	丰	月			F	円	(使用		年)	
4							焼・爆・消・他			1,	年月		!		F	円(使用			年)	
							焼・爆・消・他			1	年 月			F			円	(使用		年)
							焼・	爆・済	肖・他	1	年月				F	円	(使用		年)	
		*	受	付	欄					•		华	寺記	事 項						
提出丁数:																				

建物収容物り災申告書記載要領

- (1の欄)「り災物件と申告者の関係」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
- (2の欄)世帯員の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。
- (3の欄)「火災保険」の欄は、必ず記入してください。(加入のない場合は「加入なし」と記入してください。)なお、保険会社の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

(4の欄)

- 1 「品名」及び「数量」の欄は、動産の品名ごとに数量を記載してください。
- 2 「損害別」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
 - (1) 焼:火災によって焼けた物、熱によって炭化、溶融、破損した物又は火災の煙による損害
 - (2) 爆:爆発現象により受けた物件の破損、汚損、倒壊等の損害
 - (3) 消:火災の消火行為に付随して起きる水損、破損、汚損等による損害
 - (4) 他:上記以外の損害(例~運び出す時に壊れたものなど)
- 3 「購入年月」及び「購入価格」の欄は、必ず記入してください。ただし、購入年月が不明の場合は、備考の(使用年)内に使用年数を記入してください。なお、使用年数は1年未満の端数は切捨てとします。
- 4 所定の欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。

例

			b S	物物	件	
	品名	数量	損害別	購入年月	購入価格	備考
4	洗濯機	1	焼・爆・消・他	平成20年 3月	10万円	中古品 (使用 年)
	テレビ	1	焼・爆・僴・他	不明 年 月	15万円	(使用 6年)
	椅子	4	焼・爆・消・他	不明 年 月	8万円	総額 (使用10年)

注意事項

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。

【提出予定日: 年 月 日 時頃の予定】

- 3 申告者の連絡先は、あなたに連絡がとれる住所及び電話番号等を記入してください。
- 4 この申告で分からないことがありましたら、下記の所属まで御連絡ください。

所 属: 住 所: 担 当 者: 電話番号: () F A X: ()

車両・船舶・航空機 り災申告書

年 月 日

(宛先) 消防署長

申告者 住 所 職 業 氏 名 電話番号 (又は他の連絡先)

	h	《 《 左	= 11			 年	П п	9 5	災物 件	と .	武士 =	—	田 孝 .	上士李
1	<u>り</u>	災年	- 月			+-	月 日	申芒	音者の関	係 /	別 1月 1		座 4 •	占有者
	り	災	場	所	さいたま市									
	登	録	番	号				1	j・船舶 空 機	4				
	年			式		年	月	型		式				
	種			別				用		途				
2	自	事	=	別	自家用	•	事業用	運輸船上	云者又長・機					
	購	入	年	月		年	月	購	入 価	格				円
	取			得	新品	•	中古品	損	害	別	焼	• 爆	• 消	• 他
	積載	載物の	りりり	災状活	况(品名・数	量及	び購入価格	(円)、	購入年	月等)				
3														
	火			保隊	食会社		契約者足	名名	契約	的年	月	保) 険 金	: 額
4	災保									年	月			円
	険									年	月			円
		*	: 受	付	· 欄				特	記事	耳項			
提	出丁	<u>数</u> :												
11/1	щ ј	<i>></i> ^ •												

※受付欄は、受付をする際に使用しますので記入しないでください。

車両・船舶・航空機 り災申告書記載要領

(1の欄)「り災物件と申告者の関係」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。

(2の欄)

- 1 「購入年月」及び「購入価格」の欄は、り災した物件の購入年月(登録年月)と購入価格を 記入してください。
- 2 「運転者又は船長、機長」の欄は、り災時に運転していた者の氏名を記入してください。
- 3 「損害別」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
 - (1) 焼:火災によって焼けた物、熱によって炭化、溶融、破損した物又は火災の煙による損害
 - (2) 爆:爆発現象により受けた物件の破損、汚損、倒壊等の損害
 - (3) 消:火災の消火行為に付随して起きる水損、破損、汚損等による損害
 - (4) 他:上記以外の損害(例~運び出す時に壊れたものなど)
- 4 所定の欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。

例

	登	録 番	号	大宮〇〇〇あ〇〇〇〇	車 両 ・ 船 舶・ 航 空 機 名	000
	年		式	平成○○年○○月	型式	ACB-NJOO
	種		別	普通	用途	乗用
2	自	事	別	自家用 ・ 事業用	運転者又は船長・機長	00 00
	購	入 年	月	平成○○年○○月	購 入 価 格	300万円
	取		得	新品 • 中古品	損 害 別	焼・爆・消・他

(3の欄)「積載物のり災状況(品名・数量及び購入等の価格)」の欄は、車両等に積載され、り災した物件の品名、数量及び購入価格、購入年月を記入してください。

例

| 積載物のり災状況(品名・数量及び購入価格、購入年月等)

- 3 │ 1 パソコン1台 125,000円(平成23年3月購入)
 - 2 商品(衣類) 50着 総額10万円(○○会社から配送委託)

(4の欄)「火災保険」の欄は、必ず記入してください。(加入のない場合は「加入なし」と記入してください。)なお、保険会社の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

注意事項
1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
【提出予定日: 年 月 日 時頃の予定】
3 申告者の連絡先は、あなたに連絡がとれる住所及び電話番号等を記入してください。
4 この申告で分からないことがありましたら、下記の所属まで御連絡ください。
所 属:
住 所:
担当者:
電話番号: ()
F A X: ()

(表)

林野・その他の物件り災申告書

年 月 日

(宛先) 消防署長

申告者 住 所職 業氏 名電話番号(又は他の連絡先)

り災物件と り災年月日 年 月 日 所有者 · 管理者 · 占有者 申告者の関係 1 り災場所 さいたま市 保険会社 契約者氏名 契約年月 保険金額 火 災 円 年 月 2 保 険 円 年 月 考 り災物件及びり災状況 損 害 別 購入年月 購入価格 備 焼・爆・消・他 年 月 円 (使用 年) 焼・爆・消・他 円 年 月 3 (使用 年) 焼・爆・消・他 年 月 円 (使用 年) 焼・爆・消・他 年 月 円 (使用 年) ※ 受 付 欄 特記事項 提出丁数:

※受付欄は、受付をする際に使用しますので記入しないでください。

林野・その他の物件 り災申告書記載要領

- (1の欄)「り災物件と申告者の関係」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
- (2の欄)「火災保険」の欄は、必ず記入してください。(加入のない場合は「加入なし」と記入してください。)なお、保険会社の枠に記入できない場合は、特記事項に記入してください。

(3の欄)

- 1 「り災物件」及び「数量」の欄は、り災した物件の名称と数量を記入してください。
- 2 「損害別」の欄は、当てはまるものに○で囲んでください。
- (1) 焼:火災によって焼けた物、熱によって炭化、溶融、破損した物又は火災の煙による損害
- (2) 爆:爆発現象により受けた物件の破損、汚損、倒壊等の損害
- (3) 消:火災の消火行為に付随して起きる水損、破損、汚損等による損害
- (4) 他:上記以外の損害(例~運び出す時に壊れたものなど)
- 3 「購入年月」及び「購入価格」の欄は、必ず記入してください。ただし、購入年月が不明の場合は、備考の(使用 年)内に使用年数を記入してください。なお、使用年数は1年未満の端数は切捨てとします。
- 4 「備考」の欄は、リース品の場合、リース会社名等を記入してください。
- 5 所定の欄に記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。

	り災物件及びり災状況	損 害 別	購入年月	購入価格	備考
	防鳥ネット1枚	焼・爆・消・他	年 月	6,000円	中古品 (使用 3年)
3	木製パレット50枚	焼・爆・消・他	平成25年 3月	15万円	総額 (使用 年)
	塀 (アルミ製) 15 m ²	焼・爆・消・他	平成27年12月	8 万円	総額 (使用 年)

注意	意事	項								
	1	この	申告書は	、消	防法第3	4条に基	うついて提	出を求め	めるものです。	
4	2	この	申告書は	· , り	災した日	から起算	して7日	以内に挑	是出してください	(
		【提	出予定日	:		年	月	日	時頃の予定】	
;	3	申告	者の連絡	先は	、あなた	に連絡が	られる住	所及び電	電話番号等を記	入してください。
4	4	この	申告で分	から	ないこと	:がありま	こしたら、	下記の原	所属まで御連絡	ください。
所		属:								
住		所:								
担	当	者:								
電話	舌番	号:	(()					
F	Α	X:		()					

火災番号

					火	災	損	鲁	<u> </u>	状	況	調	曺						
ŋ	災	場	所	さい	たます	†													
事	業	所	名									業	態						
職			業									5	\wedge	1	火	元	1. 2.	占管	有理
氏	ı		名							(歳)	区	分	2.	延	焼	3.		有
	建	築	年月		名	丰	月			建物	用途								
	面		積		面積 面積				m² m²	階	数	地上地下		階 階					
	建 焼	物 損	ァ 程 度		全	半	部	ぼ		 焼損 	面積	床面 表面							m² m²
	構		造	1.	木造	2.	防火造	3.	準而	(木)	4.	準耐	(非)	5.	耐	火 6	3. 3	その他	1
	Ŋ.	災	程度		全		半	小		り災	世帯		世	帯		人			
建	建物	亦所	有者・	住所	・氏名														
	損害状																		
	況	月							円										円
		淮他							円 円	爆	損				[
		<u>f</u>						=	千円			爆損	の匹	捨五	入				千円
物	収																		
	容																		
	物の																		
	の損																		
	害	月							円円										円
	状	化							円	爆	損								
	況							=	<u>- </u>			爆損	の四	捨五	入				千円

	文於	纪.	番	号						車両	• 船	舶•					
車	登	録	金	万						航	空機	& 名					
·	年			式						型		式					
両	種			別						用		途					
•	自	Ξ	事	別	自	家用	•	事業	 美用	運転船長	きょう	又は機長					
船	購	入	年	月						購入	価格	(円)					
ήΑ	取			得		新品	•	中さ	- III	車両の	の焼損	程度	全	3	半音	部	ぼ
舟白	損																
•	害状																
^{한구}	況																
航	積載																
空	物	焼	損						円								円
Lolo	物等含	消	損						円	爆	損				l		
機	む。)	他合	損 計						千円			爆損の)四捨丑	ī入			千円
			μl						1 17								
林																	
野	損																
•	害																
そ	状	焼	損						円								П
\mathcal{O}	況	消	損						円	爆	損				,		円
他		他	損						円	/XX	顶	 爆損の	つ四捨る	丘入			千円
		合	計						千円			/4.2					
						·<.)	-										千円
	発 	損 ——	害	額	の ·	合 言	<u> </u>										千円
火災		保	険 🕏	会 社		契	約	者 氏	: 名		契 約	年 月		保	険 金	額((円)
火災保険																	
	該火災	後にて	ついて	て本職	が (1	り災申	告力	がない	・損害	手が軽	微であ	っる) だ	こめ被領	手の2	大況に [・]	つい	て調査
した	ところ				である	5.											
		年		月	日	±m- J □		~									
					Ī	調査員	l 月	丌	属								

階級・氏名

様式第16号から様式第18号までを次のように改める。

				į	火		災		概		況		ì	恵	幸	Į Ž				
担	当	署所						処		理	別			火災都	番号	署	号	#	ĵ	号
火	災	種別	1.	建物	J	2.	林里	野 ;	3.	車両	j	4.	船	舶	5.	航空	機	6	. そ	の他
覚	知	方法	()								爆	発	有	• 無	即報	基準	該	当	す・無
火		出火場所	さい	たま	Ħ							建 名 (用	物務	r	(•)
		職業氏名												(歳)	区	分	1. 2. 3.	占有 管理 所有
元		構 造				階	数 -	上 下	🛭	面積	建 延					m² m²	出火	階		
76		焼 損程 度	全・	半·部	・ぼ		損積	床表	•			m² m²) 災 犬況	全	• 半• 小	`	世書	寺	人
出		火			年		月	日		時		分頃	Į	活	動状	況	署			寸
覚	入	、電			年		月	日		時		分		出	動車	両		台		台
知	指	令			年		月	日		時		分		出	動人	員		人		人
放力開始	-	署			年		月	日		時		分		4	計			台		人
鎮	Н	団 <u></u> 圧			年年		月 <u></u> 月	<u>目</u> 目		時 時		分 分		粉:	水 車	面		台		台
鎮		 火			 年		/ 	<u> </u>		 時		分			用水)		
		全焼				棟		床 表					m² m²	全		損	世	帯		人
損		半 焼				棟		末 表					m² m²	半		損	世	帯		人
害		部 分 焼				棟		宋 表					m² m²	小		損	世	帯		人
状		ぼや				棟		末 表					m² m²		計		世	帯		人
況		計				棟		末 表					m² m²	死	傷	者	渚	人	傷者	
		火災損	害物值	牛										•		·				
死		氏	名		年	齢	負		等	搬	送救	(急)	家	現場	立会で	可否		備	考	
傷														□可		□否				
者	-									-				□可]否				
0	-									-						□否				
情										-			-	□可		□否 □				
報														□可	• []否				

住宅用火災警報器の設置	□該当(別紙1参照)
住宅用火災警報器の奏功事例等	□奏功事例 ・ □不奏功事例
初 期 消 火	□有() ・ □無 ・ □調査中
防炎品の奏功事例	□有 防炎物品名 ()・ □無
検知管による油反応の測定	□実施 (□1. 反応有り □2. 反応無し)・ □未実施
こ ん ろ 火 災	□該当(別紙2参照)
鑑 定 の 依 頼	□有(物件数: 点) ・ □無 ・ □調整中
鑑 製造会社等:	
製品名:	
識型 式:	
購入年月: 年	月頃 (車両等年式:)
社 告 等 : □有 ・	□調査中
件 保管先:	
福祉課への連絡	□有(福祉課担当者: □無(報告に該当しない火災)
災害に伴う各種支援制度一覧	□り災者に配付済 ・ □一部又は未配付のため後日配付
主任調査員の現場立会	□有 · □無 予防課要請 □有 · □無
原	
因	
概	
要	
備考	
	,
作 成 者 所属・階級・氏名	内線番号
主任調査員 所属・階級・氏名	内線番号 -
調査指揮者 所属・階級・氏名	内線番号 一

															火災	番号	-			
					į	火		災		誹	i	査		票	1		·			
(宛	5先)	予防	部長														年	洕	月 肖防署	日
処	理	別				担当	署所													
火	災種	別	1.	建物	7 2	2. 材	大野	3. 車	重両	4.	船舶	5. 糸	亢空機	6	. そ	の他	爆	発		
火	出場	火所	さい	たま	市							美					•			
元	職氏	業 名										•	(歳)		区分	>	1. 2. 3.	占有 管理 所有
出		火		月		日	-	時	分l	頁	覚知	口方法			初	期消り	火器,	具		
覚	入	電		月		日		持	分			1	水し		常	備消	防隊	Ŕ		
知	指	令		月		日		诗	分		活	ポン	ノプ台	数	消		7	-		
放力		常備				日		诗	分		動		とし		<u> </u>	備消		+		
開如	台	団		<u>月</u>		日		诗	分		状	使用	したオ	〈不り	消		<u> </u>	-		
鎮		圧		月		日		持 	分		_	出場	延べ人	人員	_	備消				
鎮	± . ±I	<u>火</u> 常備		月		日		诗 地域	分		市	-	—————————————————————————————————————		消	1	<u></u>		d/ mt.	III = -r
最寄	消防	5機関 距離		00m)	月 	金 <u> </u>	防火	地域区域区域			街地等	2.	市街地 準市街 その他	f地	少量危険物等	2.	少量指定	[可		
<u> على</u>	デ の	業態	業	態											ß	5火対象	象物	(車	両) [区分
		未忘	用	途												項				
	<i>O</i> /	11 1/47	事	業所	名															
火き	元 焼	. 損 度		. 全 . 部	2 . 4 .		階数	下		建築	面積 m		べ面	積 ㎡	焼	損床面	ī積 ㎡	焼 	損表	を面積 m ²
	出り	と箇所				発	火源				経	過				着 火	物			
出																				
火原																				
因																				
及																				
THIT L																				
概要																				
気象	天気			風向			風速		m	気温	$^{\circ}$	湿度		%	積雪	С	m 学	學		

I	.事	のお	犬沢	ī		構	造		1. 木	造 2	2. 陕	沙造	3.	準耐	(木)	4	. 準	前 (非)		5. 而	於	6. 3	その他
								火	元	建	物	の	り	災	前	0)	状	況					
防	消	避	消	統	防火	防				消	防原	月設	備等	の設	置出	犬況	・住	宅防	火丸	策			
火 管 理 者	防計画	難誘導	火 訓 練	括防火管理	防火対象物定期点検制度	炎 物 品	消 火 器 具住宅用消火器	屋内消火栓	1.7	水噴霧等簡易消火具	屋外消火栓住宅用自動消	動力消防ポン	自動火災報知住宅用自火報	漏電火災警報	非常警報設備	避難器具	誘導灯	消防用水	連結送水管	排煙設備	結 散 水 設	常、	無線通信補助じゅうたん
					1/2				' '														
防	 ·火	管理	里者	罪	<u> </u> 我				1	氏名						火元建	上 と物						
届			出				年	F]	日				号		(建築年			<u> </u>	年	月		
	出上	火	階 地 7	F	火元の	り災程度	1. 2. 3.		損損損		世	延焼棟の	り災程度	全損 半損 小損	Į	世世世世	帯	人 人 人		合計		世帯	
歹	Ē	傷	者	歹	E者		<u> </u>		負傷	者	重症		,,,,	人	中等	等症		人	Ī	圣症		人	
延	= =	È	焼			杉	東 戸	Ę		m²	表			m²		建物	火災	により) 焼	損し	た収	容物	等
延焼に	<u> </u>	Ľ	焼			杉	東 戸	E		m²	表			m²									
よる	Ė.	部分	焼			框	東 戸	E		m²	表			m²									
焼損	1	ぎ	Þ			杉	東 戸	E		m²	表			m²									
よる焼損状況等	í	<u>}</u>	計			桐	10000000000000000000000000000000000000	E		m²	表			m²									
	Ŀ	<u>X</u>	画	ត់// ត់រ	<u>4 б</u>	+ m+	616 7. T	lih D	火災損	/= Hm/l	L												
1/1	到 .	半	ш	カロガ	口。河	儿生作	茂て ()	л <u>п</u> в∨Э,	八火頂	古初下	<u> </u>												
 指	1 /5	尭 消	肖そ		建		物						<u> </u>	暴一	建		物						
1	1 3	き少	の く他	_	収	容				/>)				発 —	収	容一	物	(. \			
額			[]の損		車世	すって			(台)			-	損	車	-	等	(台	î) —			
(千円	1		害害		1个里	ア・て 計	の他						- ₹	善		デ・その 計)他						
		. IX	分	垒		μι		一	 : 持 タ	→ III ←			7-	 -	千年齢			歳	みばま	果支担	~		
	796		. / 3	,1					造会					1 2000	1 1 121				生 台		等	 有・	
火	災	等事	事故	·報	告	有	• 無		製品							3	型式				,		
備	<u> </u>	考																					
作	•	成	者		所属	禹•	階級	· 氏:	名										内線	番号		_	
主	任	調了	至員		所属	禹•	階級	· 氏:	名										内線	番号		_	
請	査	指指	軍者	-	所属	禹•	階級	· 氏:	名									١	内線	番号		_	

様式第17号(その2)(第52条関係)

番号		延		火	尭			北	犬			沉	Ž	
	場所	さいたま市							物名称 用途)	()
	職業					(<u> </u> })	区分	1.	占有・2	2.	管理・領	<i>,</i> 3.所有
	氏名 構造				階数		//1/	4)	面積	建				m²
	焼損程度	全・半・部・ぼ	焼損面積	床				m²	り災程度	延全	• 半• 小	,	世帯	m² 人
	火災損害		<u>ш 18</u>	表	:			m²	任及					
	物件													
	場所	さいたま市							物名称 用途)	()
	職業氏名					(歳	ŧ)	区分	1.	占有・2	2.	管理・3	3. 所有
	構造				階数				面積	建延				m² m²
	焼損程度	全・半・部・ぼ	焼損面積	床表				m² m²	り災程度	全•	・半・小	`	世帯	人
	火損 害物件													
	備考													
	場所	さいたま市							物名称 用途)	()
	職業氏名					(歳	ŧ)	区分	1.	占有・2	2.	管理・3	3. 所有
	構造				階数				面積	建延				m² m²
	焼損程度	全・半・部・ぼ	焼損面積	床表				m² m²	り災程度	全・	・半・小	`	世帯	人
	火損物件													
	備考													

										火災	〈番	号		
		火	ý	泛	調		-	查	•	書	r Î			
/ - t- ri	.)	With III I										年	月	日
(宛先	(消防署長												
						苨			禹					
						F _f	皆級 '	氏/	名					1
処理別		火 災 () 種 別				()						爆発	有·無
		火日時				覚知	日時						鎮火	
	年時	月 日() · 分頃	入電		月 時	日 分	指令		月 田		日 分		月 明	
火	場所	さいたま市					建 名 ¹	- 物 弥等						
	職業											区分	1. 2.	占有者 管理者
	氏名								(Ē	裁)		$\begin{bmatrix} 2 \\ 3 \end{bmatrix}$	所有者
	事業			業態					月月	途				
	所名 構造			面積	建					m²	階	数	地上	階
元	焼 損	全・半・部	• ぼ	焼損	延床					m² m²		人階	地下	<u>階</u> 階
	程度		,,,,	面積	表		m²			m²				
Jute	全焼	棟表床					m² m²	3	È 	損		世	帯	人
焼	半焼	· · · · · · · 表					m²	Ŧ	<u>+</u>	損		世	帯	人
	部分焼	棟 表					m² m²		<u> </u>	損		世	帯	人
損	ぼや	棟表					m² m²	/-	7	計		世	帯	人
	計	床療表					m² m²	7-	E 傷	者	死者	<u>د</u> آ ,	人・傷	 人
状	火 損 害 物 件													
	損	焼消そ建	物					爆	建		物			
	害	き火他車両		(台))			発	車	<u>容</u> 両	物等	(-	 台)	
況	額	損損の単一の林野・そ		(□,	/			損		<u> </u> ・その		()	<i>⊐ /</i>	
	(千円)	害害害 計	-					害		計				

発				
見				
状				
況				
初				
期				
消				
火				
状				
況				
死				
傷				
者 の				
発				
生				
状				
況				
出				
火				
原				
	出 火 箇 所	過	着火物	
因				
作成	え 者 所属・階級・氏名		内線番号	_
主任調	骨査員 所属・階級・氏名		内線番号	_
調査指	f揮者 所属・階級・氏名		内線番号	_

様式第21号を次のように改める。

(表)

					火災番号	
		写		真	書	
撮影	年	月	日			No.
撮影	年	月	日			No.

撮影	年	月	日	No.

様式第27号を次のように改める。

				(:	1()				
								火災番号	
	火	災		損	<u> </u>	E	調	書	
	建	物	収	容	物	車両等	(台数)	林野・その他	合計 (千円)
損 害 額 の 合 計 (爆発損害額を除く。)						()		
爆発損害額の合計						()		

植	ŧ			別		火	元	•	延	焼			火	元	•	延	焼		少	<	元	•	延	焼	
月	建	•	物	件																					
厚	I	係	者	別		占	•	管	•	所	ŕ		占	•	管	•	所	,	占		•	管	•	所	r Î
Ŋ)	者	氏	名																					
Ŋ)]	災	程	度		全	•	半	•	小			全	•	半	•	小		全	<u>></u>	•	半	•	小	
Ŋ) 災 -	世帯	т́ • <i>)</i>	員			†	世帯		,	人			†	世帯		,	L,			#	世帯		,	人
					<u></u>	全 ·	半	. •	部	• 18	Ĭ	4	全 ·	半	. •	部	• 13	<i>*</i>	全	•	半	•	部	• 13	Ĕ
頻	连損利	是度》	及び百	面積	床						m²	床						m²	床					:	m²
					表						m²	表						m²	表						m²
建	扫	Į	害	別		焼	•	消	•	他			焼	•	消	•	他		J.	焼	•	消	•	他	
物	趸	ŧ		物																					
収容物の損害額	Ų	Z	容	物																					
100 切 り 日	刁	`\	計	[A]																					
害好	爆	建		物																					
字		収	容	物																					
岜	発	小	計	(B)																					
車両等	力	Į	害	別		焼	•	消	•	他			焼		消	•	他		J.	焼	•	消	•	他	
等	耳	三両年	等(市	台数)						()						()						()
林野	利	責	載	物																					
・そ	木	木野	• そ	の他																					
の他	1.	<u> </u>	計	+ [C]																					
の担	爆	車両	5等(台数)						()						()						()
の損害額		積	載	物																					
(4)		林	野・そ	の他																					
(千円)	発	小	計	- [D]																					
	+ [C) O	合計	(台数)						()						()						()
[В) + [D] O	合計	(台数)						()						()						()

																	1						
棟	į			別	火	元	•	延	焼		火	元	•	延	焼			火	元	•	延	焼	
用	途	•	物	件																			
関	仔	Ŕ	者	別	占	•	管	•	所	•	占	•	管	•	所		ı	占	•	管	•	所	:
り	災	者	氏	名																			
ŋ	<i>5</i> 5	Ś	程	度	全	•	半	•	小		全	•	半	•	小			全	•	半	•	小	
ŋ	災世	士帯	• 人	. 員		-	世帯	ř		人			世帯	F J		人			#	世帯		,	人
					全 •	半	•	部	• 18	Ĕ	全	• ‡	<u> </u>	部	• 13	Ë	<u></u>	È •	半	•	部	• 18	Ë
焼	損程	度及	をびる	 積	床					m²	床				1	'n	床						m²
					表					m²	表				1	'n	表						m²
建物	担	Į	害	別	焼	•	消	•	他		焼	•	消	•	他			焼	•	消	•	他	
•	趸	ŧ		物																			
収容物の損害額 (千円)	Ц	Z	容	物																			
かの場	月	`	計	[A]																			
害	爆	建		物																			
領 (千		収	容	物																			
	発	小	計	(B)																			
車	担	<u> </u>	害	別	焼	•	消	•	他		焼	•	消	•	他			焼	•	消	•	他	
車両等・	車	画	等(7	台数)					()					()						()
· 林	利	責	載	物																			
林野・	市	木野	・ そ	の他																			
その	月		計	[C]																			
他 の	爆	車両		(台数)					()					()						()
損害		積																					
他の損害額 (千円)				の他																			
千円	発	-	計																				
	+ [C								()					()						(
	+ [D								(<u> </u>					(<u> </u>	(<u> </u>
101	LD	4	4 H I /	H 25/1					` '	/					`	/						'	

様式第32号及び様式第33号を次のように改める。

火災番号 者の 死 調 杳 票 年 月 日 火災 出火 () 表枚数 時 分頃 日時 種 別 1. 爆発のみ 出火 さいたま市 爆 発 0. その他 場所 職業 職業区分 () 1. 本人 氏 名 出火者 2. 他人 9. 不明 死 生年月日 年 月 (日 生 歳) 1. 男 死者の発生した火災種別 死 亡 日 () 年 月 性別 2. 女 者 日時 時 分頃 (9. 不明 2. 30目 1. 48時間 死 者 区 分 1. 消防吏員 2. 消防団員 3. 応急消火義務者 4. 消防協力者 5. その他 防火対象物 1. 火 元 業態 (車両)の区分 区 分 2. 類 焼 死 3. 建物外 用涂 項 焼 損 1. 全 2. 半 構造 階 数 者 程 度 3. 部 4. ぼ 下 建築面 延べ面 積 積 焼 損 床 面 積 焼損表面積 面積 \mathcal{O} 防 火 2. 選任(未届出) 3. 未選任 4. 一部未選任 1. 選任(届出済) 管 理 者 発 消 1.作成(適正·届出済) 2.作成(適正·未届出) 3.作成(不適正·届出済) 防 計 4.作成(不適正·未届出) 5.未作成(複数·一部) 6.未作成(選任済) 0.未作成(未選任) 画 避 難 1. 実施 (2回以上) 2. 実施 (1回) 3. 実施 (管理権原複数) 4. 実施(権原複数・1回のみ) 生 誘 5. 実施(権原複数・一部含まない) 6. 実施(1回のみ・権原複数・一部含まない) 7. 実施無 1. 実施 (2回以上) 2. 実施 (1回) 3. 実施 (管理権原複数) 消 火 4. 実施(権原複数・1回のみ) 5. 実施(権原複数・一部含まない) 6. 実施(1回のみ・権原複数・一部含まない) 7. 実施無 L 1. 選任(届出済)、届出済(内容適正) 2. 選任(届出済)、届出済(内容不適正) 防火対象物 1. 対 統括防火 3. 選任(届出済)、未届出 4. 選任(未届出)、未届出 5. 未選任 管 |定期点検制度 | 2 . 対象外 玾 2. 有·一部使用 3. 有·全部使用 4. 有·不明 防 炎 1. 有·未使用 た 5. 無·一部使用 6. 無·全部使用 物 品 消防用設備等の使用状況 建 消 屋 ス 水 屋 動 自 漏 非 消 連 排 連 非 無 澼 誘 線 プ 常 力 動 雷 常 結 外 内 結 通 火 IJ 噴 消 防 煙 コ 警 火 火 散 信 ン 消 ン 防 導 送 物 消 補 災 災 報 水 器 ク ポ 器 用 セ 霧 設 助 水 火 火 報 警 設 設 ラ ン 設 プ 具 1 等 栓 知 報 備 具 管 備 \vdash 備 栓 灯 水 等

	作業中	1. 仕事中 2	2. 仕事外 3.	在校中	4. 在校	外 5. そ	の他		
死	火気取扱	1. 喫煙中 2	2. 暖房器具取	扱中 3.	炊事中	4. その他	1取扱中	9. 不	明
者	死 因	1. 一酸化炭素 4. 自殺 5.	学中毒・窒息 その他 9.	2. 火傷 不明	3. 打排	僕·骨折等	血液中の (СОН	l b 濃度)%
	起床	1. 就寝中 2	2. 起床中 9	. 不明					
の	飲 酒	1. 無 2. 有	1 3. 泥酔	9. 不明		アルコーバ	/濃度() %
状	傷病	1. 無 2. 有	9. 不明						
_	寝たきり	1. 寝たきり	9. 不明						
況	身体不自由者	4. 身体障害者	(障害区分不明) (視覚障害) 5. (その他の障害)			目由者 3.身 字) 6.身体			
	発見の遅		12. 泥酔 13. 痄						
死 者		本力 15. 乳幼児				. 老衰 19. 2	その他		
の	早期延焼	広大 21. ガス! 会を逃す 24. 狼				消火 28. 救	計 20 Z 0	D.WI	
の発生した経過		云を起り 24. 派 なかった 31. 身体							
Ţ		内部へ 36. 救助		38. その化		от штижи		16	
た 経	着衣着火	39. 喫煙中 41.	炊事中 42. 採暖	中 43. たる	き火 44.火	遊び 45. 火気	瓦取扱中 46	. そのf	<u>h</u>
過		人 47. 放火自刹			. 放火殺人				
	その他		99. 不明、調査						
火元 建物	出火階	地上 地下		火 新					
出火時 場下	屋内外	1.屋内(自宅 4.車両 5.	E) 2.屋内 船舶 6.航			屋外	階 数	地上 地下	階 階
場所と	出火階 同 別	1. 同 2. 別 9. 不明	箇 所 室 等				箇所室 同 別	l	同 別 不明
死者	屋内外	1. 屋内(自宅 4. 車両 5.	E) 2.屋内 船舶 6.航		外) 3. 不明	屋外	階 数	地上 地下	階 階
した場所と	出火階	1. 同 2. 別 7.88	箇 所 室 等				箇所室 同 別	1.	同 別
		9. 不明 棟		T		. 列	<u> </u> 渚 1.		不明 1 人
出火馬	芽死者と	(共住又は同住戸	月) 人	同室	等	Λ Ι	人 2.		
同一建	生物等に	H 42	1人暮らし				車 両		
()	た者	1 k 2.	家族別棟	施錠			沿 舶		人
	h 11 bb 1	<u>「八</u> 」 3. デ	家族留守	<u> </u>	9. 不	<u>「明 │ 月</u> 負	坑空機 傷	<u> </u> 者	<u>.</u>
	建物等内 E傷者数	男			男	女	勿	1	
	を除く)	人	人	人) <u>)</u>	人	人	П	人
	Ļ	少 時 死	者と一	緒に	いた	者の年	齢層		
0~5歲	長 6∼10 歳	克 11~20 歳 21	~30歳 31~40)歳 41~5	0歳 51~	60歳 61~6	4歳 65歳	$\sim T$	合 計
J		人	人	人	人	人	人	人	人
備考			•	•	•	•	•		

火災番号

		負傷者の調査票
出火 日時	年	月 日 時 分頃 <u>大災</u> () 種別
出火 場所	さいたま市	操発のみ 0. その他 1.
	職業氏名	性别 1. 男 年 月 生(歳) と と は は は は と は ま と は ま ま ま ま ま ま ま ま ま
	受傷部位及び内容	負傷 程度 2. 中等症 3. 軽 症
負	負傷者区分	1. 消防吏員 2. 消防団員 3. 応急消火義務者 4. 消防協力者 5. 自損 6. その他
	避 難 方 法	1. 施設による自力避難 2. 器具による自力避難 3. その他の自力避難 4. 消防隊による救助 5. 避難の必要なし 6. その他
傷	区分	1. 火炎にあおられる、高温の物質に接触 2. 煙を吸う 3. 飛散物、擦過 4. 放射熱 5. 飛び降り 6. その他
t-~	受状況	1. 消火中 2. 避難中 3. 就寝中 4. 作業中 5. その他
者	原	
	因	
	職	年 月 日 生(歳) 【1. 男 2. 女
負	受傷部位及び内容	負傷 1. 重 症
¤	負傷者区分	1. 消防吏員 2. 消防団員 3. 応急消火義務者 4. 消防協力者 5. 自損 6. その他
	避 難 方 法	1. 施設による自力避難 2. 器具による自力避難 3. その他の自力避難 4. 消防隊による救助 5. 避難の必要なし 6. その他
傷	区分	1. 火炎にあおられる、高温の物質に接触 2. 煙を吸う 3. 飛散物、擦過 4. 放射熱 5. 飛び降り 6. その他
_ - √ .	受状況	1. 消火中 2. 避難中 3. 就寝中 4. 作業中 5. その他
者	原	
	因	

附 則

この訓令は、平成31年5月31日から施行する。

さいたま市消防局訓令第8号

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防活動組織規程(平成19年さいたま市消防局訓令第8号)の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(警防本部の設置)

第3条 [略]

- 2 「略]
- 3 警防本部に警防本部長(以下「本部長」という。3 警防本部に警防本部長(以下「本部長」という。)、警防本部副本部長(以下「副本部長」という。)、統括班長、班長及び班員を置く。
- 4 「略]
- 5 副本部長は、理事、警防部長、総務部長及び予 6 副本部長は、警防部長、総務部長及び予防部長 防部長をもって充て、災害活動が効果的に行われ るよう本部長を補佐するとともに、本部長に事故 があるときは、その職務を代理する。
- び予防部次長(次長を置かない部にあっては、部 長があらかじめ指定する職員)を、班長は消防局 の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮の もと、別表第1に掲げる任務を遂行するものとす る。

(作戦会議)

第4条 [略]

- 2 「略]
- 3 作戦会議は、本部長、副本部長及び統括班長を もって構成し、本部長が招集する。ただし、議案 の内容により本部長が必要と認める場合は、班長 を参画させることができる。
- 4 作戦会議の庶務は、消防企画班において行う。

(部隊の長及び任務)

第6条 [略]

改正前

(警防本部の設置)

第3条 [略]

- 2 「略]
-)、警防本部長代行(以下「本部長代行」という。
-)、警防本部副本部長(以下「副本部長」という。
-)、統括班長、班長及び班員を置く。
- 4 「略]
- 5 本部長代行は、理事をもって充て、災害活動が 効果的に行われるよう本部長を補佐するとともに 本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- をもって充て、災害活動が効果的に行われるよう 本部長を補佐する。
- 6 統括班長は<u>副理事、</u>警防部次長、総務部次長及 7 統括班長は警防部次長、総務部次長及び予防部 次長(次長を置かない部にあっては、部長があら かじめ指定する職員)を、班長は消防局の課長又 は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、別 表第1に掲げる任務を遂行するものとする。

(作戦会議)

第4条 [略]

- 2 「略]
- 3 作戦会議は、本部長、本部長代行、副本部長及 び統括班長をもって構成し、本部長が招集する。 ただし、議案の内容により本部長が必要と認める 場合は、班長を参画させることができる。
- 4 作戦会議の庶務は、指揮班において行う。

(部隊の長及び任務)

第6条 [略]

$2 \sim 4$ 「略]

5 中隊長は、出張所長、副参事、課長補佐、所長 5 中隊長は、出張所長又は副参事(出張所長又は 補佐又は係長の職にある者をもって充て、大隊長 の命を受け小隊長以下の隊員を指揮し、速やかに 活動方針に基づき中隊担当面の活動方針を決定し て災害活動に当たるものとする。

6·7 「略]

(救助隊)

第9条 「略]

- び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令 第22号)に規定する救助隊の種別及び配置署所 は、次のとおりとする。
 - (1) 特別救助隊 西消防署、北消防署、見沼消防 署、中央消防署、桜消防署、南消防署、緑消防 署及び岩槻消防署
 - (2) [略]

別表第1(第3条関係)

警防本部の組織及び任務

本部長			班名		任務
	 	,, ,	指揮班	防	1 警防本部運営の総括に関すること。 2 作戦会議の運営に関すること。 3 消防庁、埼玉県消防応援 消防の連絡調整に関することの 消防部隊等の運用に関すること。 5 災害情報の総合分析判断に関すること。 6 他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関すること。 7 消防部隊等の活動支援に関すること。 8 消防機械器具等の被害状況の把握に関すること。
			通信	指 令	1 消防通信の運用に関すること。

$2 \sim 4$ 「略]

副参事を置かない中隊にあっては、課長補佐、所 長補佐又は主幹)の職にある者をもって充て、大 隊長の命を受け小隊長以下の隊員を指揮し、速や かに活動方針に基づき中隊担当面の活動方針を決 定して災害活動に当たるものとする。

6 • 7 「略]

(救助隊)

第9条 「略]

- 2 消防法第36条の2及び救助隊の編成、装備及 | 2 消防法第36条の2及び救助隊の編成、装備及 び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令 第22号)に規定する救助隊の種別及び配置署所 は、次のとおりとする。
 - (1) 特別救助隊 西消防署、北消防署、中央消防 署、桜消防署、南消防署、緑消防署及び岩槻消 防署
 - (2) [略]

別表第1(第3条関係)

警防本部の組織及び任務

				ヨッ	7/4	部の組織及い仕務
本部長	部長	,	括班	班名	班長	任務
消防長			г		警防課長	 警防本部運営の総括に関すること。 作戦会議の運営及び庶務に関すること。 消防庁、埼玉県消防応援活動調整本部及び関係機関
						との連絡調整に関すること。 4 消防部隊等の運用に関すること。 5 災害情報の総合分析判断に関すること。
						6 他都道府県及び市町村等 の消防部隊の対応に関する こと。 7 消防部隊等の活動支援に 関すること。
					救急	8 消防機械器具等の被害状況の把握に関すること。 1 多数傷病者の救急活動の支援に関すること。

|班|課|2 出場指令に関すること。 長 3 災害状況等の情報収集に 関すること。 4 情報通信体制の運用及び 調整に関すること。 副 救 救 1 多数傷病者の救急活動の 理急急 支援に関すること。 事 班 課 2 救急資器材の調達に関す 長 ること。 総総 [略] 務務消消 [略] 部 防 防 2 作戦会議の<u>庶務</u>に関する 長|次|企|企 こと。 長|画|画 (|班|課 消 長 防 [略] 担 .-当 消 消 [略] 防 防 2 [略] 次 施施 3 消防水利施設の被害状況 長 設設 の把握及び消防水利の確保 班 課 に関すること。 長 [略] 4 5 [略] [略] 予 予 記 予 1 部部班課 すること。 長次 長 長 [略]

別表第2 (第5条関係)

部隊の名称及び編成

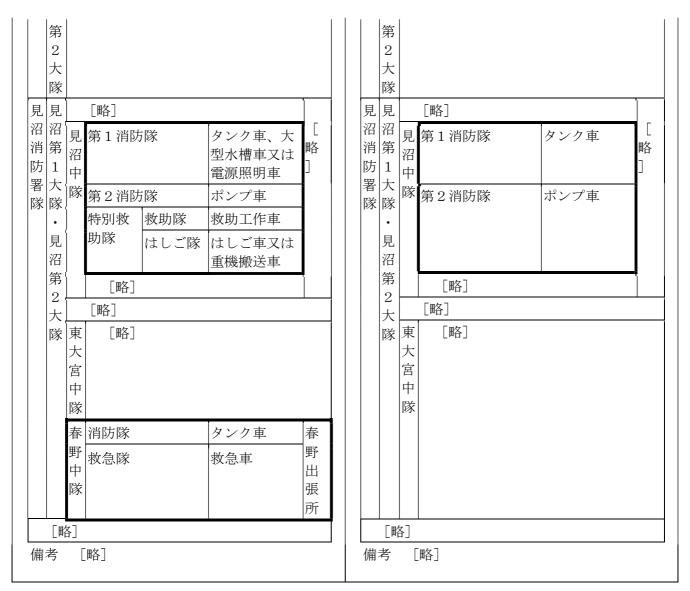
大隊	中隊	/]	、 隊	小隊が運用す る車両	配置署所				
[略]									
大		[略]							
	大	[略]							
	1	特別高	[略]		略				
大			はしご隊	はしご車]				
隊	1900				_				
•									
大官		[旿]							
	[町 大宮第1大	() 以下的 () 以下的 () 以下的 () 以下的	「略] 大宮第1大隊・大宮中隊 大宮中隊 「略] 大宮中隊 「略] 「略]	[略] 大宮第1 大宮中隊 1 大宮中隊 「略] はしご隊 「略] に略]	「略] 大宮第1大院中隊 特別高度数助度数 はしご隊はしご車 「略] 「略] 「略]				

	_				
		班	課長	2	救急資器材の調達に関すること。
		通 信	令	1	消防通信の運用に関すること
		班		2	出場指令に関すること。
			長	3	災害状況等の情報収集に 関すること。
				4	情報通信体制の運用及び 調整に関すること。
総	総		[m	各]	
務		消	消		[略]
部長	部次	防	1	2	作戦会議の支援業務に関
X	長	企画	l	,	すること。
	(班			
	消		長		
	防担		[略	各]	
	当	2017	消		[略]
	次		防炸	2	[略]
	長		施設		
)	班	l		
			長	3	 [略]
				<u>3</u>	 [略]
子	予	記	予	1	 「略〕
	防	録		1	run 1
部	部		課		
長	1 .		長		
	長		$\lceil \mathbb{H} \rceil$	各]	

別表第2(第5条関係)

部隊の名称及び編成

	17 PN - 2 - 17 17 C 7 PM / 2									
署隊	大隊	中隊	/]	、隊	小隊が運用す る車両	配置署所				
						ולז				
	[略]									
大宮	大宮	大	[略]			[
消防	第 1	宮中	特別高	[略]		略				
署	大	中隊	度救助	はしご隊	はしご車 <u>又は</u>					
隊	隊	1900	隊		重機搬送車					
	•		[略]							
	大		[略]							
	宮									



附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。